

平成29年第1回三鷹市議会定例会提出議案概要

| 番 号 | 件 名 及 び 内 容   |
|-----|---|
| 1   | <p>三鷹市職員の配偶者同行休業に関する条例（制定）</p> <hr/> <p>1 趣旨<br/> 地方公務員法（以下「法」という。）の規定に基づき、職員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度（以下「配偶者同行休業」という。）に関し必要な事項を定めることとした。</p> <p>2 配偶者同行休業の承認<br/> 任命権者は、職員（非常勤職員、臨時職員、再任用職員等を除く。）が配偶者同行休業を申請した場合、当該申請をした職員の事情を考慮した上で、承認することができることとした。</p> <p>3 配偶者同行休業の期間<br/> 法の規定に基づき条例で定める期間は、3年を超えない範囲内とすることとした。</p> <p>4 配偶者同行休業の事由<br/> 法の規定に基づき条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。）とすることとした。</p> <p>(1) 外国での勤務<br/> (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの<br/> (3) 学校教育法による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（(1)及び(2)に掲げる事由に該当するものを除く。）<br/> (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、これらに準ずる事由として任命権者が定めるもの</p> <p>5 その他申請、期間の延長及び再延長、取消事由、届出、臨時的任用並びに委任について定めることとした。</p> <p>6 施行期日等<br/> (1) 施行期日<br/> 平成29年4月1日</p> |

|          |  |
|----------|--|
|          | <p>(2) 三鷹市職員定数条例の一部改正<br/>配偶者同行休業をしている職員を定数外とすることとした。</p> <p>(3) 三鷹市職員退職手当支給条例の一部改正<br/>配偶者同行休業期間を退職手当の算定の基礎となる期間から除くこととした。</p>  |
| <p>2</p> | <p><b>三鷹市庁舎等建設基金条例（制定）</b></p> <hr/> <p>1 設置及び目的<br/>三鷹市庁舎（議場等を含む。）等の建設を推進するため、三鷹市庁舎等建設基金（以下「基金」という。）を設置することとした。</p> <p>2 管理<br/>基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。</p> <p>3 運用収益金の処理<br/>基金の運用から生ずる収益は、三鷹市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入することとした。</p> <p>4 処分<br/>基金は、1の目的以外には処分することができないこととした。</p> <p>5 その他積立額、繰替運用、委任等について定めることとした。</p> <p>6 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日<br/>公布の日</p> <p>(2) 三鷹市まちづくり施設整備基金条例の一部改正<br/>三鷹市庁舎等建設基金条例の制定に伴い、規定を整備することとした。</p> |
| <p>3</p> | <p><b>三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 情報提供ネットワークシステムの開始に伴う規定の整備<br/>マイナンバー制度における、情報提供ネットワークシステムを介した地方公共団体及び国の行政機関間の情報連携の開始に伴い、規定を整備することとした。</p>   |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>2 独自利用事務の追加<br/>次の事務を個人番号の独自利用事務として定めることとした。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援事業に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 市民住宅の管理等に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>3 特定個人情報の追加<br/>独自利用事務で利用する特定個人情報を一部追加することとした。</p> <p>4 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日<br/>1 及び 4 (2) は規則で定める日、2 及び 3 は平成29年4月1日</p> <p>(2) 三鷹市特定個人情報保護条例の一部改正<br/>1 の情報提供ネットワークシステムの開始に伴い、規定を整備することとした。</p> |
| 4 | <p><b>三鷹市職員定数条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 職員定数の見直し<br/>1,045人 → 1,015人 (△30人)</p> <p>(1) 市長の事務部局<br/>826人 → 843人 ( 17人)</p> <p>(2) 教育委員会の事務局等<br/>195人 → 148人 (△47人)</p> <p>2 施行期日<br/>平成29年4月1日</p>   |
| 5 | <p><b>三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 介護を行う職員の時間外勤務の免除制度の新設<br/>任命権者は、日常生活を営むことに支障がある配偶者又は2親等内の親族（以下「要介護者」という。）を介護する職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をさせてはならないこととした。</p>   |

|                      |   |                  |                 |                    |               |                      |                 |           |                 |
|----------------------|---|------------------|-----------------|--------------------|---------------|----------------------|-----------------|-----------|-----------------|
|                      | <p>2 介護時間の新設<br/>介護休暇とは別に、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる休暇として、「介護時間」を新設することとした。</p> <p>3 特別休暇の追加等<br/>母体健康回復休暇を追加するとともに、結婚休暇及び忌引休暇を慶弔休暇に改めることとした。</p> <p>4 施行期日<br/>1及び2は公布の日、3は平成29年4月1日</p>   |                  |                 |                    |               |                      |                 |           |                 |
| 6                    | <p><b>三鷹市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴う規定の整備<br/>地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、育児休業の対象となる子の範囲を拡大するほか、規定を整備することとした。</p> <p>2 児童福祉法の一部改正に伴う規定の整備<br/>児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整備することとした。</p> <p>3 施行期日<br/>1は公布の日、2は平成29年4月1日</p>  |                  |                 |                    |               |                      |                 |           |                 |
| 7                    | <p><b>三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 職の新設</p> <table border="0" data-bbox="389 1787 1337 1966"> <tr> <td>(1) 多世代交流センター支援員</td> <td>報酬月額 191,000円以内</td> </tr> <tr> <td>(2) 子ども発達支援センター嘱託医</td> <td>報酬月額 126,500円</td> </tr> <tr> <td>(3) 子ども発達支援センター嘱託指導員</td> <td>報酬月額 191,000円以内</td> </tr> <tr> <td>(4) 就学相談員</td> <td>報酬月額 225,000円以内</td> </tr> </table> | (1) 多世代交流センター支援員 | 報酬月額 191,000円以内 | (2) 子ども発達支援センター嘱託医 | 報酬月額 126,500円 | (3) 子ども発達支援センター嘱託指導員 | 報酬月額 191,000円以内 | (4) 就学相談員 | 報酬月額 225,000円以内 |
| (1) 多世代交流センター支援員     | 報酬月額 191,000円以内   |                  |                 |                    |               |                      |                 |           |                 |
| (2) 子ども発達支援センター嘱託医   | 報酬月額 126,500円   |                  |                 |                    |               |                      |                 |           |                 |
| (3) 子ども発達支援センター嘱託指導員 | 報酬月額 191,000円以内   |                  |                 |                    |               |                      |                 |           |                 |
| (4) 就学相談員            | 報酬月額 225,000円以内   |                  |                 |                    |               |                      |                 |           |                 |

|          |   |
|----------|---|
|          | <p>2 職の廃止</p> <p>(1) 北野ハピネスセンター嘱託医</p> <p>(2) 北野ハピネスセンター嘱託指導員</p> <p>(3) 北野ハピネスセンター嘱託相談員</p> <p>(4) 社会教育指導員</p> <p>(5) 教育指導員</p> <p>(6) 児童館指導員</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成29年4月1日</p>   |
| <p>8</p> | <p><b>三鷹市市税条例等の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長</p> <p>個人市民税の住宅借入金等特別税額控除による減額措置について、その適用期限を2年6月延長し、対象となる家屋への居住開始年月日を平成33年12月31日（現行：平成31年6月30日）までとすることとした。</p> <p>2 法人市民税法人税割の税率引下げに係る改正規定の施行期日の改正</p> <p>法人市民税法人税割の税率の引下げに係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日（現行：平成29年4月1日）とすることとした。</p> <p>3 軽自動車税の環境性能割の創設に係る改正規定の施行期日の改正</p> <p>軽自動車税の環境性能割の創設に係る改正規定の施行期日を平成31年10月1日（現行：平成29年4月1日）とするとともに、その他規定を整備することとした。</p> <p>4 施行期日</p> <p>公布の日</p> |

|    |  |
|----|--|
| 9  | <p><b>三鷹市手数料条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 手数料を徴収する事務の追加<br/>     建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の関係政令の施行に伴い、特定建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務化により、適合性判定に係る手数料（建築物の種類、評価方法、床面積等に応じ1件1万9,100円～87万1,000円）を定めることとした。</p> <p>2 その他規定を整備することとした。</p> <p>3 施行期日<br/>     平成29年4月1日</p> |
| 10 | <p><b>児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例</b></p> <hr/> <p>1 児童福祉法の一部改正に伴う規定の整備<br/>     次の条例について、引用条項を改めることとした。</p> <p>(1) 三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例</p> <p>(2) 三鷹市乳幼児の医療費の助成に関する条例</p> <p>(3) 三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例</p> <p>2 施行期日<br/>     平成29年4月1日</p>              |
| 11 | <p><b>三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 国民健康保険税の減額<br/>     低所得者世帯に対する保険税（均等割額）の軽減について、「5割減額」の所得基準額については、基礎控除額33万円に加える額を被保険者等1人につき26万5,000円から27万円に、「2割減額」の所得基準額については、同じく48万円から49万円に引き上げることとした。</p> <p>2 施行期日<br/>     規則で定める日</p>                       |

|           |  |
|-----------|--|
| <p>12</p> | <p><b>三鷹市工場立地法に基づく緑地面積率等を定める地域準則条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 工場立地法の一部改正に伴う規定の整備<br/> (1) 工場立地法の一部改正による東京都工場立地法地域準則条例の廃止に伴い、同条例で定めていた同法施行（昭和49年）以前に設置されていた工場に関する緑地及び環境施設の面積の算定根拠について、市長が別に定めることとした。<br/> (2) その他規定を整備することとした。</p> <p>2 施行期日<br/> 平成29年4月1日</p>   |
| <p>13</p> | <p><b>三鷹市東部水再生センター監視制御設備等更新工事（第二期）等の委託に関する協定の締結について</b></p> <hr/> <p>三鷹市東部水再生センター及び井の頭ポンプ場の設備等の工事の委託に関し、次のとおり協定を締結することとした。</p> <p>1 協定の方法<br/> 随意契約</p> <p>2 協定の金額（概算）<br/> 10億9,900万円<br/> ※協定の金額は、精算を伴うものである。</p> <p>3 協定の相手方<br/> 東京都文京区湯島二丁目31番27号<br/> 地方共同法人 日本下水道事業団<br/> 理事長 辻原 俊博</p> <p>4 工事概要<br/> (1) 三鷹市東部水再生センター監視制御設備等更新工事（第二期）<br/> ア 工事場所（(2)及び(3)において同じ。）<br/> 三鷹市新川一丁目1番1号 東部水再生センター<br/> イ 工事内容<br/> 揚水ポンプの監視制御設備、現場操作設備等の機器製作及び更新</p> |

|    |   |
|----|---|
|    | <p>ウ 完成期限<br/>平成 31 年 3 月 29 日</p> <p>(2) 三鷹市東部水再生センター機械設備等改築工事</p> <p>ア 工事内容<br/>揚水ポンプ設備等の更新及び長寿命化並びに水中かくはん機の長寿命化</p> <p>イ 完成期限<br/>平成 31 年 3 月 29 日</p> <p>(3) 三鷹市東部水再生センター管理棟耐震補強工事</p> <p>ア 工事内容<br/>管理棟（事務室、会議室等）耐震壁新設等</p> <p>イ 完成期限<br/>平成 30 年 3 月 30 日</p> <p>(4) 井の頭ポンプ場機械設備等改築工事</p> <p>ア 工事場所<br/>三鷹市井の頭一丁目 4 番 39 号 井の頭ポンプ場</p> <p>イ 工事内容<br/>圧送ポンプ設備の長寿命化</p> <p>ウ 完成期限<br/>平成 30 年 3 月 30 日</p> <p>5 協定期間<br/>協定締結日の翌日から平成31年 3 月29日まで</p> |
| 14 | 平成 28 年度三鷹市一般会計補正予算(第 5 号)  |
| 15 | 平成 28 年度三鷹市介護サービス事業特別会計補正予算(第 2 号)  |
| 16 | 平成 28 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)   |
| 17 | 平成 29 年度三鷹市一般会計予算   |
| 18 | 平成 29 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計予算   |
| 19 | 平成 29 年度三鷹市下水道事業特別会計予算  |
| 20 | 平成 29 年度三鷹市介護サービス事業特別会計予算   |
| 21 | 平成 29 年度三鷹市介護保険事業特別会計予算   |
| 22 | 平成 29 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計予算  |

○ 特記事項

- (1) 「中仙川改修事業に係る業務委託契約の締結について」に係る契約の金額の変更について
- (2) 三鷹市市税条例の一部を改正する条例